



岐阜労働局発表
平成26年4月3日（木）

担 当	岐阜労働局職業安定部職業安定課	
	職業安定課長	倉田 勝
	地方労働市場情報官	森崎 泰行
	電話	058-245-1311
	FAX	058-245-3105

平成26年度 雇用施策実施方針の策定について

岐阜労働局(局長 佐々木 秀一)は、本年度の労働局及び公共職業安定所における職業指導及び職業紹介の事業その他の雇用に関する施策を講ずるに際しての方針として、「平成26年度雇用施策実施方針」を策定しました。

当該施策と岐阜県の講ずる雇用に関する施策とが密接な関係の下に円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものであり、岐阜県知事の意見も聞いて策定しています。

岐阜労働局では、この方針に基づき、下記の施策を岐阜県との連携により、効果的・一体的に実施します。

記

- 1 求職者への総合支援
 - (ア) 岐阜県総合人材チャレンジセンターにおける連携の強化
 - (イ) 職業訓練機会の適切なあっせんの促進
- 2 地域における雇用創出と人材確保
 - (ア) 人手不足職種(介護・医療・保育職種)の人材確保
 - (イ) 地域人づくり事業への協力
- 3 若年者に対する就労支援
 - (ア) 中小企業の人材確保支援・若年者の雇用促進
 - (イ) 大学等新卒者や高校生向けの面接会等の開催
 - (ウ) 若年者支援のためのワンストップサービス事業の実施
- 4 高齢者の就労促進
 - (ア) シルバー人材センター事業の推進
 - (イ) 生涯現役社会実現事業の実施

5 障がい者の就労促進

(ア) 障がい者の職場実習における協力体制の強化

(イ) 「働きたい！応援団ぎふ」登録制度の普及啓発

(ウ) 特別支援学校高等部生徒を対象とした就労支援事業の強化

6 女性の活躍促進

(ア) 女性が活躍できる職場環境の整備

7 生活困窮者に対する就労支援の抜本強化

(ア) 生活保護受給者等就労支援自立促進事業の実施

なお、詳細は 岐阜労働局ホームページ(<http://gifu-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)
に掲載しております。